

定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「前条」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五项、前条」に、「第四十二条の九」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五项、第四十二条の十一第一项」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「前条第四项」を「第四十二条の六第五項、前条第四项」に、「第四十二条の九第四项」を「第四十二条的六第十二項、第四十二条的九第四项」に、「第四十二条的十一第五项」を「第四十二条的十第五项、第四十二条的十一第五项」に改め、同条第二项中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第四十二条的九、第四十二条的十一」を「第四十二条的九」に、「第四十二条的十二的四まで」を「第四十二条的十二的五まで」に、「第四十二条的六第二项」を「第四十二条的六第七项」に改め、同条第三项中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に改め、同项の表第十七条の二第十四项の项中「第十七条的二第十四项」を「第十七条的二第十四项」に、「第四十二条的十二的四」を「第四十二条的十二的五」に改め、同表第十七条的三第六项の项、第十七条的三的二第五项の项及び第十七条的三的三第五项の项中「第四十二条的十二的三」を「第四十二条的十二的五」に改める。

定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「前条」を「第四十二条的六第二項、第三項及び第五项、前条」に、「第四十二条的九」を「第四十二条的六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条的九」に、「第四十二条的十一第二項」を「第四十二条的十第二項、第三項及び第五项、第四十二条的十一第一项」に、「並びに第四十二条的十二的四」を「、第四十二条的十二的五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「前条第四项」を「第四十二条的六第五项、前条第四项」に、「第四十二条的九第四项」を「第四十二条的六第十二項、第四十二条的九第四项」に、「第四十二条的十一第五项」を「第四十二条的十第五项、第四十二条的十一第五项」に改め、同条第二项中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第四十二条的九、第四十二条的十一」を「第四十二条的九」に、「第四十二条的十二的四まで」を「第四十二条的十二的五まで」に、「第四十二条的六第二项」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の十二の四第一项」を「、第四十二条的十二的四第一项及び第四十二条的五第七项」に改め、同条第三项中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に改め、同项の表第十七条的二第十四项の项中「第十七条的二第十四项」を「第十七条的二第十四项」に、「第四十二条的十二的四」を「第四十二条的十二的五」に改め、同表第十七条的三第六项の项、第十七条的三的二第五项の项及び第十七条的三的三第五项の项中「第四十二条的十二的三」を「第四十二条的十二的五」に改める。

二条の十二の五」に改め、同表第十七条の三第六項の項、第十七条の三の二第五項の項及び第十七条の三の三第五項の項中「第四十二条の十二の三」を「第四十二条の十二の五」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 省 略
五 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 省 略
ロ 第十条中租税特別措置法第三条第三項の改正規定、同法第三条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第五条の二第六項の改正規定、同法第九条第三項の改正規定、同法第三十七条の十一の改正規定、同法第三十七条の十五第一項の改正規定、同法第四十一条の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一条の十二の二第六項第一号二の改正規定及び同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定並びに附則第四十四条及び第四十五条第四項の規定

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第八号の三の次に一号を加える改正規定 同項第四十二号の改正規定、同法第五条第二項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第一百六十一条の改正規定、同法第一百六十二条の改正規定、同法第一百六十四条の改正規定、同法第一百六十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第一款中同条の次に五条を加える改正規定、同節第二款の二中第一百六十六条の二を第一百六十六条の三とする改正規定、同節第二款中第一百六十六条の次に一条を加える改正規定、同節第四款中第一百六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十九条の改正規定、同法第一百七十条の改正規定、同法第一百七十二条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定、同法第一百七十八条の改正規定、同法第一百七十九条の改正規定、同法第一百八十条（見出しを含む。）の改正規定、同

第一 条 同 上
(施行期日)
一～四 同 上
五 同 上

イ 同 上
ロ 第十条中租税特別措置法第三条第三項の改正規定、同法第三条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第五条の二第六項の改正規定、同法第九条第三項の改正規定、同法第三十七条の十一の改正規定、同法第三十七条の十五第一項の改正規定、同法第四十一条の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規定並びに附則第四十四条及び第四十五条第四項の規定

六 同 上

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第八号の三の次に一号を加える改正規定、同項第四十二号の改正規定、同法第五条第二項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第一百六十一条の改正規定、同法第一百六十二条の改正規定、同法第一百六十四条の改正規定、同法第一百六十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第一款中同条の次に五条を加える改正規定、同節第二款中第一百六十六条の次に一条を加える改正規定、同節第四款中第一百六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十九条の改正規定、同法第一百七十条の改正規定、同法第一百七十二条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定、同法第一百七十八条の改正規定、同法第一百七十九条の改正規定、同法第一百八十条（見出しを含む。）の改正規定、同

七十九条の改正規定、同法第二百八十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百八十三条の改正規定、同法第二百十二条の改正規定、同法第二百五十五条の改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定、同法第二百三十三条の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第三条、第七条、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで及び第十九条の規定

口へ省略

ト 第十条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「国内に恒久的施設を有する外国人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める改正規定、同法第三条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第五条の二の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第六項に係る部分を除く。）、同法第五条の三の改正規定、同法第六条の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四第三項第四号の改正規定、同法第九条の四第四項の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同法第二十八条の四第五項第三号の改正規定、同法第三十一条第三項第四号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第六号の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定、同法第三十七条の十四の四の改正規定、同法第二章第四節の二を同章第四節の三とし、同章第四節の次に一節を加える改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十一条の十二の二の改正規定（同条第六項第一号ニに係る部分を除く。）、同法第四十一条の十三第五項の改正規定、同法第四十一条の十三の二の改正規定、同法第四十一条の十三の三の改正規定（同条第十三項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第二項第五号の改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定

法第二百八十一条の二の改正規定、同法第二百十二条の改正規定、同法第二百五十五条の改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定、同法第二百三十三条の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第三条、第七条、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで及び第十九条の規定

口へ同上

ト 第十条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「国内に恒久的施設を有する外国人」を「恒久的施設を有する外國法人」に改める改正規定、同法第三条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第五条の二の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第六項に係る部分を除く。）、同法第五条の三の改正規定、同法第六条の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四第三項第四号の改正規定、同法第九条の四第四項の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同法第二十八条の四第五項第三号の改正規定、同法第三十一条第三項第四号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第六号の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定、同法第二章第四節の二を同章第四節の三とし、同章第四節の次に一節を加える改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条的十一（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十一条の十二の二の改正規定（同条第六項第一号ニに係る部分を除く。）、同法第四十一条的十三第五項の改正規定、同法第四十一条的十三的二の改正規定、同法第四十一条的十三的三的改正規定（同条第十三項に係る部分を除く。）、同法第四十一条的十四第二項第五号の改正規定、同法第四十一条的十五的三的改正規定

、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十一条の二十二の改正規定、同法第四十二条の改正規定、同法第四十二条の二の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第一項の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定（「連結法人の四第一項の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）」）、同法第四十二条の五第十三項の改正規定、同法第四十二条の六第十項の改正規定（「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に改める部分及び第六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の六第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に改める部分及び第七項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に改める部分及び同項を同条第十九項とする部分を除く。）、同法第四十二条の九第十七項の改正規定、同法第四十二条の十一第十項の改正規定（同項を同条第十一項とする部分を除く。）、同法第四十二条の十二の四第二項第三号の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法第六十一条の三第一項の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第二項第一号イ(2)の改正規定、同法第六十三条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の三の改正規定（「第一百四十五条第一項」を「第一百四十四条の八」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十三条第二項第一号の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十六条の五の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第三章第七節の二中第六十六条の四第一項の改正規定、同法第六十六条の七第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の三第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の二を加える部分に限る。）、同法第六十一条の三第一項

、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十二条の改正規定、同法第四十二条の二の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第一項の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定（「連結法人の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定」に改める部分に限る。）、同条第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定、同法第四十二条の五第二項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十三項の改正規定、同法第四十二条の六第十項の改正規定（「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「同条第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に改める部分、「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に改める部分及び同項を同条第十九項とする部分を除く。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「同条第七項から第九項まで」に改める部分及び「第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分に限る。）」）、同条第七項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分に限る。）」）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定（同項を同条第十一項とする部分を除く。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十五条の二の規定を」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「第七十条の二まで」の下に「、第一百四十四条及び第一百四十五条の二」を加える部分に限る。）、同法第六十一条の三第一項

の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第二号の六に規定する現物分配」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第二項第一号イ(2)の改正規定、同法第六十三条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条条の三の改正規定（「第一百四十五条第一項」を「第一百四十四条の八」に改める部分に限る。）、同法第六十六条条の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二十一項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第三章第七節の二中第六十六条条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十六条条の五の改正規定、同法第六十六条条の五の二の改正規定、同法第六十六条条の五の三第十項の改正規定、同法第六十六条条の七第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条条の九の三第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、「同法第六十七条の六第二項の改正規定、同法第六十七条の八から第六十七条の十一までの改正規定、同法第六十七条の三の三の改正規定、同法第六十七条の十七（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条条の三の改正規定、同法第六十八条条の九十一第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条条の九十三の三第三項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条条の百七の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十八条条の百十第二項及び第六十八条条の百十一第二項を削る改正規定並びに附則第四十三条、第四十五条（第四項を除く。）、第四十六条第一項から第三項まで、第四十七条から第四十九条まで、第六十二条、第六十六条、第六十八条から第七十五条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十二条から第九十四条まで、第九十八条、第一百条から第一百三条まで、第一百条第二項から第四項まで、第

チ 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三の改正規定、同法第十五条第五項の改正規定、同法第十七条の二の二第八項の改正規定、同法第十七条の二の三第八項の改正規定、同法第十七条の三第一項の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同条第五項の改正規定、同法第十七条の三の二第一項の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第十七条の三第一項の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改める部分を除く。）及び同法第二十三条第五項の改正規定

リ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため
に必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第
十四条の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十八条
第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正
規定、同条第六項の改正規定（「第七条第四項」を「第七条第五項
」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第三十三条
第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とする
部分を除く。）
並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定

リ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため
に必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第
十四条の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十
三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同条第六項の改正規定（
「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める部分に限る。）、同
条第五項の改正規定（「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項
」に改め、同項を同条第六項とする部分を除く。）
並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定

リ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため
に必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第
十四条の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十
三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同条第六項の改正規定（
「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める部分に限る。）、同
条第五項の改正規定（「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項
」に改め、同項を同条第六項とする部分を除く。）
並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定

七 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第一条中所得税法第一百六十六条の改正規定及び同法第二百三十二
条第一項の改正規定並びに附則第十三条及び第二十二条の規定

ロ 省略

ハ 第十条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定、同法第十条の
五の三第二項第三号の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この
項」に改める部分を除く。）、同法第二十八条の四第一項の改正規
定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同法第三十三条第三項第
一号の改正規定

八 ニ 二十二 省 略

七 同 上

イ 第十条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定及び同法第二百三十一
条の二第一項の改正規定並びに附則第十三条及び第二十二条の規定

ロ 同 上

ハ 第十条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定、同法第十条の
五の四第二項第三号の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この
項」に改める部分を除く。）、同法第二十八条の四第一項の改正規
定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同法第三十三条第三項第
一号の改正規定

八 ニ 二十二 同 上

(源泉徴収義務等に関する経過措置)

第十九条 省略

2・3 省略

(源泉徴収義務等に関する経過措置)

第十九条 同上

2・3 同上

4 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十一条の二十二第二項の規定の適用については、同項第二号中「第二百十四条の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第十九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「旧所得税法」という。）第二百十四条の」と、「同法第一百七十二条第一項」とあるのは「所得税法第一百七十二条第一項」と、「同法第二百十四条第一項」とあるのは「旧所得税法第二百十四条第一項」とするほか、所得税に関する法令の規定の技術的読み替えその他前項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)

第二十二条 新所得税法第二百三十二条第一項の規定は、同項に規定する業務を国内において行う非居住者が平成二十九年一月一日以後に行う同項に規定する取引について適用し、旧所得税法第二百三十二条第一項に規定する非居住者が同日前に行つた同項の取引については、なお従前の例による。

(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

第四十五条 省略

2 旧租税特別措置法第五条の二第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)

第二十二条 新所得税法第二百三十二条第一項の規定は、同項に規定する業務を国内において行う非居住者が平成二十九年一月一日以後に行う同項に規定する取引について適用し、旧所得税法第二百三十二条第一項の二第一項に規定する非居住者が同日前に行つた同項の取引については、なお従前の例による。

(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

第四十五条 同上

2 旧租税特別措置法第五条の二第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第九条の二」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の二」とする。

3・5 省略

6 旧租税特別措置法第五条の三第三項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する特定振替社債等の利子等については、同項の規定は、なおその効力を有する。

3・5 同上

6 旧租税特別措置法第五条の三第三項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する特定振替社債等の利子等については、同項の規定は、なおその効力を有する。

する。

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第四十六条 省略

7 省略

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第四十六条 同上

7 同上

する。この場合において、同項中「第九条の三の二」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の三の二」とする。

3 旧租税特別措置法第六条第六項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する民間国外債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第六条第六項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 省略

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第五十九条 省略

2 11 省略

12 施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、個人が施行日以後に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における同号の上欄に掲げる資産の譲渡については、同号から旧租税特別措置法第三十七条の四まで(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第三十七条第一項及び第四項中「平成二十六年十二月三十一日」とあり、並びに同条第十項中「平成二十五年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八

3 旧租税特別措置法第六条第六項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する民間国外債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第一条の規定による改正前の所得税法」と、「第六条第六項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「平成二十六年改正法」という。)附則第四十六条第三項の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

4 同上

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第五十九条 同上

2 11 同上

12 施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、個人が施行日以後に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における同号の上欄に掲げる資産の譲渡については、同号から旧租税特別措置法第三十七条の四まで(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第三十七条第一項及び第四項中「平成二十六年十二月三十一日」とあり、並びに同条第十項中「平成二十五年十二月三十一日」とあり、並びに旧租税特別措置

年三月三十一日」と、旧租税特別措置法第三十七條の三第二項中「及び第十三條の二の規定」とあるのは「の規定」と、旧租税特別措置法第三十七条の四中「平成二十六年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

13
省
略

(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第三十七条の十四の三の規定は、非居住者が平成二十九年一月一日以後に同条第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式又は同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合について適用する。

非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の三第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式又は同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第七項中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条の規定による改正前の所得税法」と、「第一項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第一百六十四条第一項第四号イ」とあるのは「第一項中「除く。」」とあるのは「除き、当該非居住者的第一項中「除く。」」とあるのは「除き、当該非居住者の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）第一百六十四条第一項第四号イ」と、「第二項中「除く。」」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第一百六十四条第一項第四号イ」とあるのは「第二項中「除く。」」とあるのは「除き、当該非居住者の旧所得税法第一百六十四条第一項第四号イ」とする。

13
同上

(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二の規定は、非居住者が平成二十九年一月一日以後に同条第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式又は同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合について適用する。

2 非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式又は同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第七項中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条の規定による改正前の所得税法」と、「第一項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第一百六十四条第一項第四号イ」とあるのは「第一項中「除く。」」とあるのは「除き、当該非居住者の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）第一百六十四条第一項第四号イ」と、「第二項中「除く。」」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第一百六十四条第一項第四号イ」とあるのは「第二項中「除く。」」とあるのは「除き、当該非居住者の旧所得税法第一百六十四条第一項第四号イ」とする。

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第七十四条の二 新租税特別措置法第四十二条第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けたる

同条第一項に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する利子については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十一条 省略

2 附則第一条第十七号に定める日から平成二十七年三月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第十二項の規定の適用については、同条第二項中「第七十条の二」まで、第一百四十四条及び第一百四十四条の二」とあるのは「第七十条の二」まで」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」と、「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」と、同法第一百四十四条第六第一項第三号中の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」と、同法第一百四十四条第六第一項第三号中の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とあるのは「とする」とあるのは「とする」とする。

3 省略

(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十一条 同上

2 附則第一条第十七号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第十二項の規定の適用については、同条第二項中「第七十条の二」まで、第一百四十四条及び第一百四十四条の二」とあるのは「第七十条の二」まで」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」と、「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」と、同法第一百四十四条第六第一項第三号中の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とあるのは「とする」とあるのは「とする」とする。

3 同上

(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十三条 省略

3 2
省 略

施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項の規定の適用については同項中「第七条の二まで、第一百四十四条及び第一百四十四条の二」とあるのは「第七条の二まで」とし、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間ににおける同条第十五項の規定の適用については同項中「及び第三編第二章税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定により控除する金額がある場合は、「と、」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定により控除する金額がある場合は、当該金額を控除した金額」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定により控除する金額がある場合は、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「人税額の特別控除）」の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」とする」とあるのは「とする」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第九十条 省略

8 施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整

(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第十五項の規定の適用については、同条第七項中「第七十条の二まで、第一百四十四条及び第一百四十四条の二」とあるのは「第七十条の二まで」と、同条第十五項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「（と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「（と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額」とあるのは「法人税の額」と、同法第一百四十四条の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「（と、同法第一百四十四条第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合には、当該金額を控除した金額）」と、「（と、同法第一百四十四条第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合には、当該金額を控除した金額）」の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「（及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「（及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」とする」とあるのは「とする」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

8 施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整

備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、法人が施行日以後に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産については、同条から旧租税特別措置法第六十五条の九まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十五条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第四項中「おいて第六十八条の七十八第一項」とあるのは「おいて所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第一項」と、「第六十八条の七十八第一項」とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、同条第七項中「及び第四十六条の二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項中「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の八第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第十四項及び第十五項中「第六十八条の七十九第八項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項」と、「第六十八条の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の九中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十一條 省略

施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産については、同条から旧租税特別措置法第六十八条の八十まで（同号に係る部分に限る。）の規定

9 · 10 省略

四十六条の二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項中「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の八第一項中「平成二十六年三月三十日」とあるのは「平成二十八年三月三十日」と、同条第十四項及び第十五項中「第六十八条の七十九第八項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項」と、「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の九中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、同条第七項中「及び第

「七十八第一項」と、「第六十八条の七十八第一項」とあるのは、旧

この条及び次条において「旧効力連結措置法」という。) 第六十八条の

るものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下

法律第十号)附則第一百一十二条第八項の規定によりなおその効力を有す

」とあるのは「おいて所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年

年三月三十一日」と、同条第四項中「おいて第六十八条の七十八第一項

条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八

なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十五

特別措置法第六十五条の九まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、

七第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産については、同条から旧租税

に伴い、法人が施行日以後に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の

備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施

第一百二十二条 同上

237 同上

9 · 10 同上

効力連結措置法第六十八条の七十九第八項」と、「第六十八条の七八第一項」とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八条の七八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の九中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

法律第十号) 附則第二百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の七十八第一項」と、「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧

特別抵當法第一三条の規定の適用を除外する場合に付帯する規定になおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十五条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第四項中「おいて第六十八条の七八第一項」とあるのは「おいて所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年

備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、法人が施行日以後に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産については、同条から旧租税

は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同項の表の第八号の上欄中「第六十五条の七第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五条の七第一項」と、同条第四項中「第六十五条の七第一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の七第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項中「第六十五条の七第一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の七第一項」と、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第十五項及び第十六項中「第六十五条の八第七項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の八第七項」と、「第六十五条の七第一項」とあるのは「、旧効力單体措置法第六十五条の七第一項」と、旧租税特別措置法第六十八条の八中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十日」とする。

9 11 省略

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第一百四十六条 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における新震災特例法第十七条の二から第十七条の二の三までの規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第六項中「又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した

は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同項の表の第八号の上欄中「第六十五条の七第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五条の七第一項」と、同条第四項中「第六十五条の七第一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の七第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十二項中「第六十五条の七第一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の七第一項」と、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第十五項及び第十六項中「第六十五条の八第七項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の八第七項」と、「第六十五条の七第一項」とあるのは「、旧効力単体措置法第六十五条の八十中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第十二項中「第六十五条の七第一項」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した

「金額」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。

2 省略

「金額」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」とあるのは「とする」と、同条第十三項並びに新震災特例法第十七条の二の二第十項及び第十七条の二の三第十項中「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法」とあるのは「同法」とする。

2 同上